



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	福祉局介護保険課	1
告示	令和8年度神戸市国民健康保険基礎賦課額の保険料率	福祉局国保年金医療課	6
告示	令和8年度神戸市国民健康保険後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	福祉局国保年金医療課	7
告示	令和8年度神戸市国民健康保険介護納付金賦課額の保険料率	福祉局国保年金医療課	8
告示	令和8年度神戸市国民健康保険子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率	福祉局国保年金医療課	9
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(岩谷自治会ほか)	地域協働局地域活性課	10
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定の辞退	福祉局くらし支援課	13
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	14
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	15
告示	公金事務の委託(犬の登録等手数料)	健康局環境衛生課	16
告示	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧	環境局環境保全課	17
告示	里づくり計画の変更認定	経済観光局農政計画課	19
告示	神戸市立水産会館指定管理業務における使用料の徴収業務	経済観光局農水産課	20
公告	神戸フィッシャリーナ施設運営等事業における使用料の徴収業務	経済観光局農水産課	21
公告	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 灘方面第687号線)	建設局道路管理課	22
公告	事業計画変更(第4回)の認可(神戸国際港都建設事業垂水中央東地区第一種市街地再開発事業)	都市局地域整備推進課	23
公告	定款変更(第4回)の認可(垂水中央東地区市街地再開発組合)	都市局地域整備推進課	24
公告	開発行為に関する工事の完了(灘区篠原南町6丁目ほか)	都市局都市計画課	25
水道局	水道局職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	26
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局給水課	28
市税事務所	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の指定(認定特定非営利活動法人神戸国際占術協会)	行財政局税務部市民税企画課	29

神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第7号

神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由）</p> <p>第33条 条例第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p><u>(3) 条例附則第5条の規定により、</u> <u>令和8年度における保険料率の算定について、第1号被保険者本人又はその属する世帯の世帯員が、同年度分の市町村民税が課されているとみなされる者であること。</u></p>	<p>（条例第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由）</p> <p>第33条 条例第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>

(保険料の減免)

第34条 [略]

2～6 [略]

7 市長は、第1号被保険者が前条第3号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、当該者の令和8年度分の保険料について、それぞれ当該各号に定める額を減額する。

(1) 条例附則第5条の規定の適用がないものとした場合における令和8年度分の保険料が、条例第8条第2項に規定する額であると見込まれるとき 次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 令和8年度分の保険料について条例第8条第1項第4号に該当する者 当該保険料の額の10分の7.38の額

イ 令和8年度分の保険料について条例第8条第1項第6号に該当する者 当該保険料の額の10分の7.94の額

(2) 条例附則第5条の規定の適用がないものとした場合における令和8年度分の保険料が、条例第8条第3項に規定する額であると見込ま

(保険料の減免)

第34条 [略]

2～6 [略]

れるとき 次に掲げる第1号被保
険者の区分に応じ、それぞれに定め
る額

ア 令和8年度分の保険料につい
て条例第8条第1項第5号に該
当する者 当該保険料の額の10
分の5.65の額

イ 令和8年度分の保険料につい
て条例第8条第1項第6号に該
当する者 当該保険料の額の10
分の6.21の額

(3) 条例附則第5条の規定の適用が
ないものとした場合における令和
8年度分の保険料が、条例第8条第
4項に規定する額であると見込ま
れるとき 次に掲げる第1号被保
険者の区分に応じ、それぞれに定め
る額

ア 令和8年度分の保険料につい
て条例第8条第1項第5号に該
当する者 当該保険料の額の10
分の3.2の額

イ 令和8年度分の保険料につい
て条例第8条第1項第6号に該
当する者 当該保険料の額の10
分の4.08の額

ウ 令和8年度分の保険料につい
て条例第8条第1項第7号に該

当する者 当該保険料の額の10分の4.5の額

エ 令和8年度分の保険料について条例第8条第1項第8号に該当する者 当該保険料の額の10分の5.36の額

(4) 条例附則第5条の規定の適用がないものとした場合における令和8年度分の保険料が、条例第8条第1項第4号に規定する額であると見込まれるとき 令和8年度分の保険料の額の10分の2.17の額

(5) 条例附則第5条の規定の適用がないものとした場合における令和8年度分の保険料が、条例第8条第1項第5号に規定する額であると見込まれるとき 次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 令和8年度分の保険料について条例第8条第1項第6号に該当する者 当該保険料の額の10分の1.3の額

イ 令和8年度分の保険料について条例第8条第1項第7号に該当する者 当該保険料の額の10分の1.93の額

ウ 令和8年度分の保険料について

て条例第8条第1項第8号に該
当する者 当該保険料の額の10
分の3.19の額

(減免の申請)

第35条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、第33
条第3号に掲げる理由に該当する場
合は、職権で減免することができる。

(減免の申請)

第35条 [略]

2 [略]

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

神戸市告示第 119 号

令和8年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）第15条第1項及び第2項の規定により基礎賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月22日

神戸市長 久 元 喜 造

1 所得割に係る基礎賦課額の保険料率

令和8年度の基礎控除後の総所得金額等の額に対し 7.38%

2 被保険者均等割に係る基礎賦課額の保険料率

被保険者1人当たり 33,700円

3 世帯別平等割に係る基礎賦課額の保険料率

1世帯当たり 21,800円

神戸市告示第 120 号

令和8年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）第15条の10第1項及び第2項の規定により後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月22日

神戸市長 久元喜造

1 所得割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

令和8年度の基礎控除後の総所得金額等の額に対し 2.97%

2 被保険者均等割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

被保険者1人当たり 13,510円

3 世帯平等割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

1世帯当たり 8,740円

神戸市告示第 121 号

令和8年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）第15条の19第1項及び第2項の規定により介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月22日

神戸市長 久 元 喜 造

1 所得割に係る介護納付金賦課額の保険料率

介護納付金賦課被保険者に係る令和8年度の基礎控除後の総所得金額等の額
に対し 2.78%

2 被保険者均等割に係る介護納付金賦課額の保険料率

介護納付金賦課被保険者1人当たり 13,970円

3 世帯別平等割に係る介護納付金賦課額の保険料率

1世帯当たり 6,880円

神戸市告示第 122 号

令和8年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）第15条の25第1項及び第2項の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月22日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 所得割に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率
令和8年度の基礎控除後の総所得金額等の額に対し 0.26%
- 2 被保険者均等割に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率
被保険者1人当たり 1,280円
- 3 18歳以上被保険者均等割に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率
18歳以上被保険者1人当たり 50円
- 4 世帯別平等割に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率
1世帯当たり 830円

神戸市告示第142号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、岩谷自治会、幸陽町自治会、小東山手自治会、中野自治会、南所自治会、北五葉4丁目小松すずらん台自治会、北鈴蘭台自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月2日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	岩谷自治会	幸陽町自治会	小東山手自治会
主たる事務所	神戸市北区長尾町上津4270番地	神戸市北区幸陽町2丁目11番地の6	神戸市垂水区小東山手1丁目14番9号
代表者の氏名	岡田 伸夫	大野 秀樹	峯岸 みのり
代表者の住所	神戸市北区長尾町上津4310番地	神戸市北区幸陽町3丁目10番地の4	神戸市垂水区小東山手1丁目14番9号

名称	中野自治会	南所自治会	北五葉4丁目小松すずらん台自治会
主たる事務所	神戸市西区中野1丁目23番5号	神戸市北区道場町塩田905番地	神戸市北区北五葉4丁目17番7号
代表者の氏名	溝辺 美穂	才ノ元 一彦	吉田 邦子
代表者の住所	神戸市西区中野1丁目4番14号	神戸市北区道場町塩田1117番地	神戸市北区北五葉4丁目17番7号

名称	北鈴蘭台自治会
主たる事務所	神戸市北区若葉台1丁目10番13号
代表者の氏名	黒川 浩二
代表者の住所	神戸市北区甲栄台1丁目4番17号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 岩谷自治会

令和8年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	北田 幸雄	岡田 伸夫
代表者の住所	神戸市北区長尾町上津4501番地	神戸市北区長尾町上津4310番地

(2) 幸陽町自治会

令和8年4月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	湯川 哲三	大野 秀樹
代表者の住所	神戸市北区幸陽町3丁目11番地の1	神戸市北区幸陽町3丁目10番地の4

(3) 小東山手自治会

令和8年4月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	武田 美幸	峯岸 みのり
代表者の住所	神戸市垂水区小東山手1丁目7番3-1号	神戸市垂水区小東山手1丁目14番9号
事務所の住所	神戸市垂水区小東山手1丁目7番3-1号	神戸市垂水区小東山手1丁目14番9号

(4) 中野自治会

令和8年4月5日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	駒田 芳	溝辺 美穂
代表者の住所	神戸市西区中野2丁目19番6号	神戸市西区中野1丁目4番14号

(5) 南所自治会

令和8年3月20日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	山元 高男	才ノ元 一彦
代表者の住所	神戸市北区道場町塩田3045番地	神戸市北区道場町塩田1117番地

(6) 北五葉4丁目小松すずらん台自治会

令和8年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	北野 博	吉田 邦子
代表者の住所	神戸市北区北五葉4丁目19番13号	神戸市北区北五葉4丁目17番7号
事務所の住所	神戸市北区北五葉4丁目19番13号	神戸市北区北五葉4丁目17番7号

(7) 北鈴蘭台自治会

令和8年4月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	黒田 馨子	黒川 浩二
代表者の住所	神戸市北区若葉台4丁目5番8号	神戸市北区甲栄台1丁目4番17号

令和8年4月5日変更

区域	神戸市北区若葉台1丁目から若葉台4丁目まで、甲栄台1丁目、甲栄台4丁目及び甲栄台5丁目とする。	神戸市北区若葉台1丁目（3番722を除く。）、若葉台2丁目（3番8を除く。）、若葉台3丁目の全域、若葉台4丁目の全域、甲栄台1丁目（18番12、18番87及び20番1から20番8までを除く。）、甲栄台4丁目14番28、14番36、14番37、14番43から14番67まで、14番113から14番115まで及び14番243、甲栄台5丁目全域並びに山田町小部字ハシ折山18番6とする。
----	---	--

神戸市告示第143号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定の辞退があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 2 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	辞退年月日
きむら歯科医院	神戸市垂水区狩口台 7 丁目 1 番 27 号	令和 8 年 6 月 1 日

令和8年6月2日 神戸市公報第3965号

神戸市告示第144号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年6月2日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	変更年月日
COCOグレイジュ六甲	(新)神戸市灘区六甲町4丁目2番21号	令和8年2月1日
	(旧)神戸市灘区神前町2丁目2番6号	

神戸市告示第145号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年6月2日

神戸市長 久元喜造

1. はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
サラテタカノ 恵実 (あそR e s t)	サラテタカノ 恵実	神戸市中央区相生町4丁目 5番16号	令和8年5月11日
平原 昇 (兵庫大開 治療院)	平原 昇	神戸市長田区二番町1丁目 18番地1	令和8年5月11日
愛甲 奈保美 (ハピ ネス訪問鍼灸マッサ ージ 神戸北院)	愛甲 奈保美	神戸市北区藤原台北町1丁 目14番3号	令和8年5月8日

2. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
サラテタカノ 恵実 (あそR e s t)	サラテタカノ 恵実	神戸市中央区相生町4丁目 5番16号	令和8年5月11日
平原 昇 (兵庫大開 治療院)	平原 昇	神戸市長田区二番町1丁目 18番地1	令和8年5月11日

神戸市告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月2日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
今井 勇太郎
神戸市灘区福住通8-1-19-3
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年5月1日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した徴収事務に係る歳入の種類
犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年5月20日

神戸市告示第147号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この変更が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月2日

神戸市長 久元喜造

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
三菱重工業株式会社 取締役社長 伊藤 栄作
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号
三菱重工業株式会社 神戸造船所
- (3) 特定施設に関する事項

ア 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1
第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 1基

イ 特定施設の概要

種 類	第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		
能 力	最大積載パーツ重量：80kg		
基 数	1基		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間間隔	8～17時		
1日当たりの使用時間	8時間		
季節的変動の概要	なし		
汚水の汚染状況	項 目	通 常	最 大
	pH	9.0	9.0
	化学的酸素要求量 (mg/L)	1,700 (1%液)	1,700 (1%液)
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	-	-
	浮遊物質 (mg/L)	-	-
	ノマルキサン抽出物 (mg/L)	22 (1%液)	22 (1%液)
	窒素 (mg/L)	-	-
	りん (mg/L)	-	-
汚水量 (m ³ /日)	0	0.1	
その他参考となるべき事項	原材料は循環使用し、廃液は全量産業廃棄物として委託処理する。(1回/3ヶ月)(1回あたり約90ℓ)		

- (4) 排水水の汚染状況及び量
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年6月2日から令和8年6月23日
- (2) 場所 神戸市環境局環境保全課

神戸市告示第148号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 変更認定する里づくり計画

柳谷里づくり計画

前開下里づくり計画

2 変更の内容

土地利用計画の変更

神戸市告示第149号

神戸市立水産会館指定管理業務における使用料の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年6月2日

神戸市長 久元喜造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料等の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 神戸市漁業協同組合 代表理事組合長 山田 智昭

(2) 事務所の所在地 神戸市垂水区平磯3丁目1番10号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年4月1日

5 委託する期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

(1) 使用料

7 連絡先

(1) 担当 神戸市経済観光局農水産課

(2) 電話 078(984)0382

神戸市告示第150号

神戸フィッシャリーナ施設運営等事業における使用料の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年6月2日

神戸市長 久元喜造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 泉佐野ウォーターフロント株式会社 代表取締役社長 左中 祐輔

(2) 事務所の所在地 大阪府泉佐野市りんくう往来北6番地

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年4月1日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和24年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

(1) 使用料

7 連絡先

(1) 担当 神戸市経済観光局農水産課

(2) 電話 078(984)0382

神戸市告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年6月3日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年6月16日まで一般の縦覧に供する。

令和8年6月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	灘方面第 687号線	神戸市灘区大土平町1丁目 20番3地先から	新	31.00	最大 5.20 最小 4.80
		神戸市灘区大土平町1丁目 20番4地先まで	旧	31.00	最大 4.90 最小 4.20

神戸市公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、神戸国際港都建設事業垂水中央東地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更（第4回）について認可しましたので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和8年6月2日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 再開発組合の名称
垂水中央東地区市街地再開発組合
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称
第一種市街地再開発事業
神戸国際港都建設事業垂水中央東地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間
変更前 令和2年8月から令和9年3月まで
変更後 令和2年8月から令和9年12月まで
- 4 施行地区
神戸市垂水区神田町6番外
- 5 事務所の所在地
神戸市垂水区陸ノ町1番2-401号室
- 6 設立認可の年月日
令和2年8月14日
- 7 変更認可の年月日
令和8年5月22日

神戸市公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、垂水中央東地区市街地再開発組合の定款の変更（第4回）について認可しましたので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和8年6月2日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 組合の名称
垂水中央東地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
令和2年8月から令和9年12月まで
- 3 施行地区
神戸市垂水区神田町6番外
- 4 事務所の所在地
神戸市垂水区陸ノ町1番2-401号室
- 5 設立認可の年月日
令和2年8月14日
- 6 変更認可の年月日
令和8年5月22日

神戸市公告

当該開発行為に関する工事のうち当該公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年6月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神戸市灘区篠原南町6丁目11番1

工事を完了した公共施設

道路

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区栄町通4丁目2番13号

和田興産株式会社

代表取締役 溝本 俊哉

許可番号

令和6年12月26日 第8231号

（変更許可 令和7年1月21日 第2191号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区五色山4丁目1519番2、1519番3

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県明石市花園町2番地の2

株式会社勝美住宅

代表取締役 渡辺 喜夫

許可番号

令和7年11月19日 第8272号

（変更許可 令和7年12月22日 第2264号

変更許可 令和8年4月28日 第2286号）

水道局職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年5月26日

神戸市水道事業管理者 坂 田 昭 典

神戸市水道管理規程第2号

水道局職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部を改正する規程

水道局職員の職務に専念する義務の特例に関する規程（昭和34年3月水道管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（職務に専念する義務の免除を受ける場合）</p> <p>第2条 条例第2条第1項第4号の規定により、職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官</p>	<p>（職務に専念する義務の免除を受ける場合）</p> <p>第2条 条例第2条第1項第4号の規定により、職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭す</p>

公署へ出頭する場合 (7)～(23) [略]	る場合 (7)～(23) [略]
---------------------------	---------------------

附 則

この管理規程は、令和8年6月1日から施行する。

神戸市水道告示第7号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年6月2日

神戸市水道事業管理者 坂田 昭典

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42607	野間設備	三木市志染町青山 2丁目7番地の14	野間 聖志	令和8年5月31日
42608	株式会社 ニチエネ 神戸施工管理セ ンター	神戸市西区白水 2-4-6	横山 修平	令和8年5月31日
42609	共和クリーナー 株式会社	神戸市兵庫区塚本通4 丁目2番12号	木田 成洋	令和8年5月31日
42610	株式会社イーラ イフグループ	東京都渋谷区南平台町 15番地15号	松島 祐太郎	令和8年5月31日

神戸市市税事務所告示第5号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年6月2日

神戸市市税事務所長 野崎 重和

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20260003	令和8年5月20日 (令和8年3月16日から令和13年3月15日までに支出された寄附金)	認定特定非営利活動法人神戸国際占術協会 理事長 峯山 結実 神戸市兵庫区五宮町15-19